畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱

平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号
一部改正　平成 25 年 3 月 29 日付け 24 農畜機第 5301 号

畜産業においては、配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しており、畜産経営体等の経営力の向上を図るため、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産業を営む者等における畜産経営の生産性や飼料自給率の向上、飼料生産受託組織等の経営高度化、飼料製造事業者の飼料原料の多角化等のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第２号の規定に基づき補助することとし、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成 24 年度畜産業振興事業（補正予算関係）に係る公募要領（平成 24 年１月 18 日付け 24 農畜機第 4213 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第２　事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

１　畜産経営強化緊急支援事業

公募団体は、第３の１に規定する借受者が、畜産経営の生産性向上、畜産物の付加価値の向上に資するほか、労働力の軽減、飼料自給率の向上を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体（公募団体が別に定めるリース会社等をい

う。以下同じ。））に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

２　飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

公募団体は、第３の２に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

３　とうもろこし代替原料定着緊急支援事業

公募団体は、第３の３に規定する借受者が、飼料原料の多角化に資するために、こうりゃん等のとうもろこし代替原料の定着を図る実証的な取組に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

４　効率的生産継続支援事業

公募団体は、第３の１及び第３の２の借受者が１又は２の事業により電力供給を必要とする機械装置を導入する際に、畜産物の効率的な生産の継続のために電力を供給する機械装置をリース方式により一体的に導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

５　推進指導

公募団体は、１から４までの事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査を行うものとする。

第３　機械装置の借受者

１　第２の１の事業の借受者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人（以下「農協等」という。）及び次の（１）から（３）までの要件のいずれかを満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

（１）畜産業を営む者又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）若しくは農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）第 72 条の３に規定する農事組合法人をいう。）であって、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項の規定に基づく認定を受けた者

（２）畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について（平成 18 年７月 26 日付け 18 生畜第 1014 号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定（特認）基準において都道府県知事が特に認めた者

（３）（１）又は（２）を含む２戸以上の農業者が構成する集団

２　第２の２の事業の借受者は、農協等並びに次の（１）及び（２）の要件をいずれも満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

（１）コントラクター等

次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、ＴＭＲセンター（完全混合飼料の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織

ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が３戸以上で構成されるものとする。

ア　農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ　土地改良区

エ　農事組合法人（農業協同組合法第 72 条の８第１項に規定する事業を行う法人をいう。）

オ　農事組合法人以外の農業生産法人

カ　特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第 23 条第４項に規定する団体をいう。）

キ　農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

ク　農業（畜産業を含む。以下、この項に同じ。）を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 575 条第１項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合

するもの

（ア）農業を主たる事業として営んでいること

（イ）株式会社にあっては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第２条第５号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること

（ウ）持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること

ケ　農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの

（ア）農業を営む個人が直接の主たる構成員であること

（イ）当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること

a　共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること

b　代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること

c　意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

d　共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと

e　収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

（ウ）エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること

（２）経営高度化組織

経営の高度化を図る組織として、次のアからウまでのいずれかを満たす組織であること

ア　平成 27 年度までに経営の法人化を図ることが平成 25 年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの

イ　平成 27 年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年４月１日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）別表の１の（１）から（６）までに定める作業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあっては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成 23 年度又は平成 21 年度から平成 23 年度の 3 カ年の平均と比較して、北海道は概ね 40ha、都府県は概ね 20ha（中山間地域にあっては、北海道は概ね 20ha、

都府県は概ね 10ha）以上拡大することが平成 25 年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の（ア）から（ク）までのいずれかに該当する地域をいう。

（ア）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づく特定農山村地域

（イ）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

（ウ）過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第２条第２項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

（エ）半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

（オ）離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（カ）沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第３条第１項第１号に規定する沖縄

（キ）奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に規定する奄美群島

（ク）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第２条第１項に規定する小笠原諸島

ウ　その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めたもの

３　第２の３の事業の借受者は、農協等及び関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第６条で規定する原料品又は関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第３条で規定するとうもろこしを用いて、家畜・家きん用飼料を製造する事業者である末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

４　第２の４の事業の借受者は、第２の１又は第２の２の事業を実施する者とする。

第４　貸付対象機械装置の範囲

１　第２の１から４までの事業における貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表１に掲げるとおりとする。

２　貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

３　貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

４　貸付対象機械装置は、貸付主体がリース物件として貸付可能なものとする。

第５　事業の実施

１　事業実施要領の作成

公募団体は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　事業参加申請書等の作成

（１）借受者は、公募団体が別に定める事業参加申請書を作成し、公募団体に提出するものとする。

（２）公募団体は、（１）により事業参加申請書の提出があった場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めることができるものとする。

３　事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成するものとする。

４　環境と調和のとれた農業生産活動

公募団体は、第２の１の事業を実施する場合には、末端借受者から「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年３月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの提出を受けるなどにより、環境規範の遵守の状況を把握するとともに、末端借受者において環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう指導に努めるものとする。

５　配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体は、平成24年度に第２の１の事業を実施する場合、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡をいう。）に係る基本契約及び平成23年度の数量契約を締結している末端借受者が平成24年度においても継続して数量締結をしていることを確認するものとする。また、平成25年度に同事業を実施する場合、原則として、同基本契約及び平成24年度の数量契約を締結している末端借受者が平成25年度においても継続して数量契約を締結していることを確認するものとする。

6　事業の実施方法

リース方法は、（１）から（３）までのいずれか又は複数の方法とする。

（１）公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額のうち、第２の１及び第２の３の事業にあっては３分の１、第２の２及び第２の４の事業にあっては２分の１に相当する金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

（２）公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額を補助し、当該機械装置の取得価額のうち、第２の１及び第２の３の事業にあっては３分の１、第２の２及び第２の４の事業にあっては２分の１に相当する金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

この場合、貸付主体は、当該機械装置の取得価額から借受者への助成相当額を差し引いた残額をリース料として回収し、公募団体を通じて当該額を機構に返還するものとする。

なお、公募団体が、当該方法を採用する場合は、（１）の方法と併せて実施する態勢を整えるものとする。

（３）公募団体は、借受者が借り受ける機械装置の取得価額のうち、第２の１及び第２の３の事業にあっては３分の１、第２の２及び第２の４の事業にあっては２分の１に相当する金額について借受者へ助成する。

この場合、公募団体は、当該機械装置の取得価額から借受者への助成相当額を差し引いた残額をリース料として回収し、当該額を機構に返還するものとする。

7　再貸付け

機械装置の貸付けを受けた農協等は、末端借受者に当該機械装置を再貸付けできるものとする。

なお、農協等が、借り受けた機械装置を直接使用する者となる場合にあ

っては、末端借受者に係る規定に従うものとする。

8　貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

（1）貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付主体が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、公募団体が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

（2）貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、公募団体が別に定めるものとする。また、再貸付けを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、公募団体が貸付主体を指導するものとする。

9　貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

貸付主体は、貸付対象機械装置について8に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

10　途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者が貸付主体に支払うものとする。

11　貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

（１）基本貸付料

基本貸付料は、第２の１及び第２の３の事業については、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。）に３分の２を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額、第２の２及び第２の４の事業については、貸付対象機械装置の取得価額に２分の１を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

（２）附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時において貸付主体が別に定める額とする。

ただし、貸付主体は、附加貸付料等を定めるに当たっては、公募団体から貸付対象機械装置の購入に要する経費の全部又は一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

12　基本貸付料等の徴収

公募団体は、６の（２）の方法により、事業を実施する場合には、貸付主体から貸付対象機械装置に係る基本貸付料及び譲渡額の全額、６の（３）の方法により、事業を実施する場合には、借受者から貸付対象機械装置に係る貸付料及び譲渡額の全額をそれぞれ徴収するものとする。

13　契約書類の徴取

公募団体は、貸付主体が借受者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴取するものとする。

14　その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

第６　事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 24 年度から平成 25 年度までとする。

第７　事業の推進指導等

１　貸付主体及び借受者は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

２　都道府県知事は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び

監督を行うものとする。

3　公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

第８　機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表２に定める補助対象経費及び補助率により、第２に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第９　補助金交付の手続等

1　補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、第５の２により提出された事業参加申請書を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第１号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2　事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第２号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の 30%を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

（２）公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第３号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4　事業の実績報告

（１）借受者は、貸付主体とリース契約を締結した場合、速やかに公募団体が別に定める実績報告書を作成し、公募団体に提出するものとする。

（２）公募団体は、（１）により実績報告書の提出があった場合には、

その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。

（３）公募団体は、第２の事業が完了した日から換算して１カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の４月 20 日のいずれか早い期日までに、別紙様式第４号の畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

第 10　補助金の返還

１　公募団体は、第５の 12 に基づき貸付主体から貸付対象機械装置に係る基本貸付料等を徴収した場合には、その全額を機構に返還するものとする。

２　公募団体は、借受者又は貸付主体から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又は貸付主体に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

（１）リース契約を解約又は解除したとき

（２）借受者が経営を中止したとき

（３）貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき

（４）申請書等に虚偽の記載をしたとき

（５）リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

（６）変更の届出、報告等を怠ったとき

第 11　調査及び報告

１　理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、公募団体、貸付主体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

２　公募団体は、貸付主体及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第 12　消費税及び地方消費税の取扱い

１　公募団体は、第９の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2　公募団体は、１のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第９の４の事業実績を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3　公募団体は、１のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第９の４の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第５号の畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第 13　帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

第 14　その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附　則（平成 25 年 2 月 26 日付 24 農畜機第 4748 号）

この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 農畜機第 5301 号）

1　この要綱の改正は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

2　平成 24 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表１

（１）畜産経営強化緊急支援事業

区分	対象機械装置	内容（貸付対象機械装置）
１　畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置	畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置　等
	乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳ロボット　等
	省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置　等
	畜産物の付加価値向上に資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置、食肉加工機械、乳製品加工機械　等
２　畜産経営における労働力軽減に資する機械装置	自動給餌機関係機械装置、管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、バーチカルミキサー、ベールフィーダー　等
	酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置　等
	鶏卵関係機械装置	集卵装置､汚卵洗浄機　等
３　飼料自給率向上に資する機械装置	耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスタ、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ツースハロー　等
	覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ　等
	たい肥調整機械装置	ホイルローダー、油圧ショベル、移動式たい肥かくはん機　等
	たい肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャスダ、マニュアワゴン、マニュアスプレッダー、マニュアローダ、スカベンジャー、コンポキャスタ、自走式マニュアスプレッダー､ハイドロマニュアスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン（散布可能なものに限る）、バキュームカー（散布可能なものに限る）、スラリータンカー（散布可能なものに限る）　等

	飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレージハーベスター、ハイダンプワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクロップ収穫機、ローダバケット、フォーレージワゴン、ピックアップワゴン　等
	飼料調製機械装置	テッダ、レーキ、ヘーメーカ、ヘーベーラー、ロールベーラー、ラップマシーン、細断型ロールベーラー、細断型ベーラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベーラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベーラー、サイレージカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレージカッター、サイレージグラブ　等
	エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム（リース対応可能なもの）　等
	飼料米利用に必要な機械装置	粉砕機、混合機、飼料タンク　等
	リキッドフィード給餌装置	飼料タンク、混合機（配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの）、パイプライン、飼槽　等
	エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破砕機、混合機、パイプライン　等 ②ＴＭＲ給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破砕機、混合機（ＴＭＲセンター）、パイプライン　等
４　効率的な畜産物生産に資する機械装置		大型送風機械装置
		大型温風機械装置
５　都道府県知事が特に必要と認める機械		１から４の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械

（２）飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

区分	対象機械装置	北海道	都府県
１　飼料播種機械装置	牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあっては、12条播き以上のものに限る。	
	追播種機		
	とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a/1時間以上のものに限る。	
	飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る。	
	簡易草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の簡易更新（除草、心土破砕、表層撹拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等）に係る作業に要する機械。	
２　収穫・調製用機械装置	モアコンディショナー ヘイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛は1.6メートル）以上のものに限る。	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。
	フォーレージハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。	乗用トラクター用又は自走式のものに限る。
	とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用アタッチメントに限る。	
	テッダー、レーキ テッダーレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。	乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。
	ロールベーラー	ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベーラー、稲発酵粗飼料用ロールベーラー又は汎用型飼料収穫機に限る。	ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベーラー、稲発酵粗飼料用ロールベーラー又は汎用型飼料収穫機に限る。
	梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。	
	梱包格納用機械		
	サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイルローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。	
	飼料攪拌機 飼料粉砕機		

	稲わら収集機 アンモニア処理機	
3　その他	家畜糞尿土壌還元用機械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機
	作業管理システム機器	

※　積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。
※　本表の運搬等の機械には、汎用のあるトラック等は含まないものとする。
※　本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に認めた機械についても、助成対象とする。

（3）とうもろこし代替原料定着緊急支援事業

区分	対象機械装置
飼料原料の多角化に資する機械装置	原料受け入れタンク、搬送用コンベヤ、計量器、挽砕・粉砕機、製品保管用タンク　等

（4）効率的生産継続支援事業

区分	対象機械装置
効率的生産の継続に資する機械装置	自家発電機、配電盤

別表２

事業名	補助対象経費	補助率
１　畜産経営強化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第５の６の（１）にあっては、３分の１相当定額
２　飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第５の６の（１）にあっては、２分の１相当定額
３　とうもろこし代替原料定着緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第５の６の（１）にあっては、３分の１相当定額
４　効率的生産継続支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第５の６の（１）にあっては、２分の１相当定額
５　推進指導	公募団体が１から４までの事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査に必要な経費	定額

以下、別紙様式第１号～第５号略